

介護センター パートナー重要事項説明書

様

1 訪問介護事業所の概要

①所在地とサービス提供地域

事業所名	介護センターパートナー
所在地	山梨県笛吹市石和町四日市場27-3
介護保険指定番号	1971800519
サービスを提供する地域	甲府市 笛吹市 山梨市 甲州市

②職員体制

管理者	1名	(常勤)	事業所の統括・管理
サービス提供責任者	介護福祉士2名以上	(常勤)	下記記載
従業者	介護福祉士 訪問介護員1級 訪問介護員2級	(常勤・非常勤)	訪問介護員

○サービス提供責任者は、利用者からのサービス利用申し込みに関する調整や、訪問介護計画書の作成などをはじめ、次のような業務を担当します。利用にあたって疑問点やご心配な点があったりサービス内容を変更したい時には、サービス提供責任者にお尋ね下さい。

〈サービス提供責任者の業務〉

- サービス利用申し込みに関する調整
- 利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握
- 居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議への出席）
- 訪問介護員の業務管理
- その他サービスの内容の管理に関する必要な業務

サービス提供責任者 氏名 坂本優美 山下由美香 遠藤鈴菜
連絡先 055-261-8107

③営業日・営業時間

営業日	月曜日～日曜日	12月29日～1月3日、8月12日～8月16日
営業時間	8時00分～18時00分	は休業とさせていただきます。

2 提供するサービス内容

①身体介護

- 入浴介助 ○排泄介助 ○食事介助 ○体位変換 等

②生活援助

- 調理 ○洗濯 ○掃除 ○買い物 等

3 利用者負担金

① 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、自己負担額は原則としてサービス利用料金（料金表）の1割～3割です。この金額は介護保険法の法廷利用料に基づく金額です。ただし、介護保険の給付を超えたサービス利用は基本料金が全額自己負担となります。

料金表（8：00～18：00）1割の場合

『身体介護』

所要時間 料金	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 (30分増す毎)
1. 利用料金	2,440円	3,870円	5,670円	820円
2. 介護保険から 給付される金額	2,196円	3,483円	5,103円	747円
3. 自己負担額	244円	387円	567円	82円

『生活援助』

所要時間 料金	20分以上 45分未満	45分以上
1. 利用料金	1,790円	2,200円
2. 介護保険から 給付される金額	1,647円	1,980円
3. 自己負担額	183円	220円

『訪問介護緊急時対応加算』（1回）

1. 利用料金	1,000円
2. 介護保険から 給付される金額	900円
3. 自己負担額	100円

○利用者又は家族等からの要請により、サービス提供責任者が担当のケアマネジャーと連携し訪問介護を緊急に行った場合。

『初回加算』（初回のみ）

1. 利用料	2,000円
2. 介護保険から 給付される金額	1,800円
3. 自己負担額	200円

○新規に訪問介護計画書を作成し、サービス提供責任者が初回の指定訪問介護を行った場合、もしくは、サービス提供責任者が訪問介護員を同行し、初回の指定訪問介護を行った場合。

②その他の費用

○通常の事業の実施地域以外に居住する利用者には、通常の事業の実施地域を越

えた地点から10kmご

とに100円いただきます。

③利用料の支払い方法

○利用料の支払い方法については、利用契約書第5条第3項に従うものとします。

○所定の料金体系を基に計算された利用料金の請求書を翌月18日までに送付します。

4 キャンセル

○利用者がサービスの利用を中止する際は、速やかに次の連絡先までご連絡下さい。

連絡先電話番号 055-261-8107

○訪問介護サービス提供予定日の前日午後6時までにお申し出がない場合の

キャンセルにつきましては1回あたり840円を翌月請求させていただきます。

5 サービス提供にあたって

事項	有無	備考
男性ヘルパー	○	
ホームヘルパーの変更	○	希望により変更できます。
職員への研修の実施	○	定期的に研修を実施しています。
サービス提供マニュアルの作成	○	

○サービス提供時に担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供
訪問介護員が交代でサービスを提供します。

にあたっては、複数の

○訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不相当と認めら
を希望する理由を明らかにして、事業所に対して訪問介護員

れる事情、その他交替

の交替を申し出る事ができます。ただし、利用者からの特定の訪問介護員への指名
はできません。

6 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打合せにより、ご家族、
業所へ連絡をとります。

主治医、居宅介護支援事

主治医	氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

7 サービス内容に関する苦情

① 当社お客様苦情・相談窓口

担当 内木 由尚 電話 055-261-8107

② その他

当社以外にお住まいの市町村の担当課、国民健康保険団体連合会に、苦情を申し出る事ができます。

市町村 笛吹市

担当 長寿介護課

電話 055-261-1903

国民健康保険団体連合会 山梨県甲府市蓬沢1-15-35

電話 055-233-9210

8 株式会社 NAIKIの概要

名称・法人種別 株式会社 NAIKI

代表者 代表取締役 内木 由尚

本社所在地 山梨県笛吹市石和町市部829-4

電話番号 055-261-8107

主な事業所 ・介護センターパートナー

○居宅介護支援

- 訪問介護
- 介護予防訪問介護
- ・デイサービスセンター のぞみ
- 地域密着型通所介護
- 介護予防通所介護

訪問介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明いたしました。

令和 年 月 日

事業者	所在地	山梨県笛吹市石和町四日市場27-3
	名称	介護センター パートナー
説明者	氏名	印

私は、契約書及び本書面により、上記事業所から訪問介護サービスについての重要事項の説明を受け内容に同意します。

利用者	住所
	氏名 印

代理人	住所
	氏名 印

(利用者が意志を表明できない場合のみ記入捺印)